

経済学史学会会則

(1950年4月施行、以後数次にわたり改正。2007年6月現在)

名 称

第1条 本会は経済学史学会と称する。

目 的

第2条 本会の目的は次の通りである。

- 1 経済学史、社会・経済思想史の研究
- 2 内外の学界との交流

事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究報告会の開催
 - イ. 毎年1回適当地および時に全国大会を開く。
必要に応じて臨時の大会を開くことができる。
 - ロ. 別に定めるところによって地方部会を開くことができる。
- 2 公開講演会の開催
- 3 内外の経済諸学会との連絡
- 4 機関誌の発行
- 5 学会賞の授与
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

会 員

第4条 本会は経済学史、社会・経済思想史の研究者をもって組織する。

第5条 本会に入会しようとする者は会員2名の紹介により代表幹事に申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。

第6条 会員は年会費10,000円を納めるものとする。ただし、大学院生および非定職者については年会費を6,000円とし、会員からの寄付は随時受け付けるものとする。

第7条 会員は機関誌の配布をうける。

第8条 会員は書面により代表幹事に通告すれば退会することができる。

会費を2年間滞納したものは退会とみなす。ただし、滞納分を納入することにより会員資格を回復することができる。

名誉会員

第9条 会員であって多年経済学史学の発達に貢献のあったものは、幹事会の推薦により総会の承認を経て名誉会員とすることができる。

役 員

第10条 会務を処理するために幹事若干名を置く。

第11条 幹事は会員の郵便投票により会員中より選挙する。

第12条 前条の選挙を行うため選挙管理委員会を置く。

委員の任期は2年とし幹事会が会員中より若干名を委嘱する。

第13条 幹事の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続して3期（6年）を超えないものとする。

第14条 本会の常務を処理するために幹事中より常任幹事若干名を互選する。

第15条 本会の代表として代表幹事を置く。

代表幹事は幹事会において選任する。その選任方法は幹事会において別に定める。

第16条 本会に監事2名を置く。

監事の選出方法については第11条を準用する。監事の任期については第13条を準用する。

総 会

第17条 本会は毎年1回総会を開く。

幹事会が必要と認めるときまたは会員の3分の2以上の請求があるときは臨時総会を開く。

第18条 代表幹事は総会の議事、会場および時期を定め、あらかじめこれを会員に通知する。

第19条 常任幹事は幹事会の議を経て総会において、会務および会計の報告をする。

第20条 総会における議長はその都度会員中より選挙する。

第21条 総会における決定は本会則においてとくに定めてある場合のほか出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

会則の変更および本会の解散

第22条 本会則の変更または本会の解散は幹事の過半数または会員15名以上の提案により、総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

会計期間

第23条 本会の会計期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

1. 幹事のうち2名を日本経済学会連合の評議員として会員総会においてこれを決定する。ただし緊急やむをえない場合はこの限りではない。
2. 本会の事務局は2007年4月1日から2009年3月31日まで九州産業大学大学院経済学研究科（高研究室）内に置く。
3. 第9条の規定にかかわらず、学会創立50年（2000年）以降は新たに名誉会員を置かないものとする。ただし、現行名誉会員制は存続するものとする。

（付）会則内規（1986年4月施行、87年11月、88年11月、89年11月、96年6月、97年5月、98年10月、2001年6月、2002年10月、2005年5月、2006年11月、2007年5月一部改正）

1. 第5条の入会申込資格は大学卒業後2年以上を経過したもの、またはそれに準ずる者とする。入会申込は次期幹事会の10日までに専用の申し込み用紙に必要事項を記入したものを事務局に提出し、さらに同じ内容をE-mailで事務局に通知するものとする。
2. 第7条に関し、機関誌の追加を希望する会員には、1号につき1,800円で頒布する。
3. 第9条の名誉会員とされうるのは、原則として、常任幹事を5期以上つとめた者、ある

いは代表幹事をつとめた者であって、次年度開始のときに70歳に達している者とする。
名誉会員は会費を課されることなく、会員としての権利を保有する。

4. 第10条の幹事若干名とは約30名とする。

5. 第11条の幹事選挙は15名連記投票による。

選挙は幹事会の委嘱する事務局近傍の3名の会員によって構成される選挙管理委員会が行う。

投票用紙と被選挙人名簿を郵送により配布して投票を依頼する。選挙管理委員会は当選者の氏名を事務局に伝え、また次回の幹事会に報告する。事務局は新幹事・監事の氏名を次号の経済学史学会ニュースおよび会員名簿に記載する。

6. 被選挙人名簿に記載される者は、第13条の該当者が除かれる他、幹事の任期開始時において満68歳未満である会員に限られる。

7. 第13条と第16条の連続して3期を超えないという規程は、幹事と監事を合わせて3期つとめた場合にも適用される。

8. 第13条の幹事の任期は選挙の翌年の4月1日から開始するものとする。

9. 幹事の任期中であっても、病気その他の理由のために幹事会でやむをえないと認められた者は、辞退することができる。

辞退の結果生じた欠員は補充しない。

10. 第14条の常任幹事若干名とは6名とする。代表幹事と下記の各委員会委員長をもって当てる。

1) 機関誌編集委員会委員長

2) 大会組織委員会委員長

3) 英文論集委員会委員長

4) 企画交流委員会委員長

5) 学会賞委員会委員長

各委員会委員長は幹事会において選任する。

11. 第15条の代表幹事の選任は幹事会における二段階投票による。

第一段の投票による上位得票者若干名(3名)を被選挙権者として、第二段の投票を行う。最多得票者を代表幹事に選任する。

最多得票者が同数の場合は、当該の者について再度投票を行い、比較多数の得票者を選任する。

ただし、第一段の投票において、幹事全員の過半数の得票者があれば、当該者を代表幹事に選任する。

12. 代表幹事に事故のあるときは、常任幹事会で代行者を選任する。

13. 代表幹事経験者があらたに幹事に選出された場合、常任幹事、代表幹事には選ばれないものとする。

14. 第16条の監事選挙は2名連記で投票を行う。

投票、開票および当選者の発表は幹事選挙に準ずる。

病気その他の事故で監事に欠員が生じたときは、次点者を繰り上げて監事とする。

15. 地方部会の開催に必要な通信費・印刷費などは部会の請求により実費が補助される。
16. 会員以外の希望者に対する機関誌の頒価は、1号につき3,000円とし、学協会サポートセンターで販売する。会員以外に名簿（およびコピー）を渡すことを禁止する。
17. この内規の改廃は幹事会の過半数の賛成を得なければならない。